

厚生労働省医薬食品局長 殿
労働基準局長 殿

東京都福祉保健局長
安藤 立美



カーボンナノチューブ等に関する安全対策について（提案要求）

平素より、東京都の福祉保健施策の推進に御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆるナノマテリアルは、近年、研究開発が進み、急速に利用が拡大しつつありますが、同時にその生体影響の有無についても、国内外で研究が進められています。

日本トキシコロジー学会が発行する『ジャーナル・オブ・トキシコロジカル・サイエンス』（2008年2月号）において発表された国立医薬品食品衛生研究所の研究では、がん抑制遺伝子欠損マウスの腹腔内に高用量投与された多層カーボンナノチューブに、発がん性がある可能性が報告されています。

この研究結果は、安全性試験の第一段階であり、人に対する健康影響を評価するためには、さらに、様々な研究を総合的に推進することが必要です。

一方、安全性が確認されていない新規物質に対しては、予防的観点から適切なばく露防止対策をとることが重要であり、貴省においては、平成20年2月7日に「ナノマテリアル製造・取扱い作業現場における当面のばく露防止のための予防的対応について」を労働基準局長名で関係団体あて通知され、さらに、専門家による検討会において安全対策等についての検討を進めることとしていると聞いております。

また、東京都健康安全研究センターが行った基礎研究においても、正常ラットに対して、国の研究と同様の結果を得ています。

これらのことから、カーボンナノチューブ等のナノマテリアルの安全対策を一層促進する観点から、早急に対策を実施していただくよう、次のとおり提案要求いたします。

- 1 カーボンナノチューブをはじめとするナノマテリアルについて、健康リスク評価に関する研究を一層推進すること。
- 2 予防的観点から、カーボンナノチューブ等の製造・取扱い作業現場における職業ばく露及び環境中への飛散を防止する対策を講じること。
- 3 国民の健康を守る観点から、関係府省と連携のうえ、カーボンナノチューブ等の健康影響及び生産・利用・廃棄の実態などについて把握し、産業界及び自治体等への情報提供を行うこと。